



栃木県公報

平成29年
6月20日(火)
第2894号

目次

告示

○予定保安林	545
○臨時種畜検査の実施	545
○土地改良施設の管理規程の変更認可	546
○道路の区域の変更	546
○指定管理者の指定に係る変更	547

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示	547
-----------------------------	-----

告示

栃木県告示第293号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 6月20日

栃木県知事 福田 富一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市久野字一耕地1440、1441、字鍛冶屋沢1442から1444まで、字矢ノ沢1446から1451まで、1453から1471まで、1547-1から1547-3まで、1547-5、1547-6、1548-1から1548-4まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第294号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 6月20日

栃木県知事 福田 富一

検 査 日 時		検 査 場 所
月 日	時 刻	

7月11日（火）	午後2時	宇都宮市
----------	------	------

（畜産振興課）

栃木県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第57条の2第3項の規定により、次のとおり土地改良施設の管理規程の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第57条の2第4項の規定により公告する。

平成29年6月20日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区 連合の名称	土地改良施設 の 名 称	土地改良施設の所在地	土地改良施設の管理規程の概要	認 可 年 月 日
那須野ヶ原 土地改良区 連合	新木の俣頭首 工	那須塩原市百村2657- 2	(1) 取水、放流及びゲートの操 作に関する事項 (2) 点検及び整備に関する事項 (3) 緊急事態における措置に関 する事項	平成29年5月24日
那須野ヶ原 土地改良区 連合	旧木の俣頭首 工	那須塩原市百村2657- 7	(1) 取水、放流及びゲートの操 作に関する事項 (2) 点検及び整備に関する事項 (3) 緊急事態における措置に関 する事項	平成29年5月24日
那須野ヶ原 土地改良区 連合	藁沼頭首工	那須塩原市藁沼680	(1) 取水、放流及びゲートの操 作に関する事項 (2) 点検及び整備に関する事項 (3) 緊急事態における措置に関 する事項	平成29年5月24日

（農地整備課）

栃木県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年6月20日から同年7月19日まで一般の縦覧に供する。

平成29年6月20日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 121号

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	宇都宮市西川田町216-1から 宇都宮市西川田本町2丁目85-1まで	20.0～34.5	266.6	
	後	宇都宮市西川田町216-1から 宇都宮市西川田本町2丁目85-1まで	20.0～34.5	266.6	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
2	前	宇都宮市西川田本町2丁目90-1から 宇都宮市西川田本町3丁目202-1まで	18.0～23.0	330.6	
	後	宇都宮市西川田本町2丁目90-1から 宇都宮市西川田本町3丁目202-1まで	18.0～30.0	330.6	

III

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮亀和田栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
3	前	宇都宮市西川田町72-1から 宇都宮市西川田本町3丁目202-1まで	20.0～34.5	272.9	
	後	宇都宮市西川田町72-1から 宇都宮市西川田本町3丁目202-1まで	20.0～34.5	272.9	

(道路保全課)

栃木県告示第297号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月20日

栃木県知事 福 田 富 一

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
県営住宅（大田原地区）	とちぎ県北不動産協同組合	代表者	理事長 青木 健治	理事長 後藤 壽久	平成29年 5月18日

(住宅課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と

40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成29年6月20日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- 1 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の50分の1の数
33,028人
- 2 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
306,423人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
142,385人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足 利 市 選 挙 区	41,975人
栃 木 市 選 挙 区	45,289人
佐 野 市 選 挙 区	33,558人
鹿 沼 市 選 挙 区	27,695人
日 光 市 選 挙 区	24,353人
小 山 市・野 木 町 選 挙 区	52,163人
真 岡 市 選 挙 区	21,620人
大 田 原 市 選 挙 区	20,166人
矢 板 市 選 挙 区	9,436人
那 須 塩 原 市・那 須 町 選 挙 区	39,919人
さ くら 市・塩 谷 郡 選 挙 区	23,842人
那 須 烏 山 市・那 珂 川 町 選 挙 区	12,936人
下 野 市 選 挙 区	16,591人
芳 賀 郡 選 挙 区	18,458人
壬 生 町 選 挙 区	11,028人